

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 愛知県社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業所 (認証番号:26地福第1788-1号)
訪問調査 実施日： 平成27年11月6日(金)

②事業者情報

名称:(法人名) 稲沢市 (施設名) 稲沢市立長岡保育園	(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設
代表者氏名 園長 石田貴子	定員(利用人数) 70名
所在地:〒495-0036 稲沢市祖父江町馬飼379	TEL 0587-97-2791

③総評

◇特に評価の高い点 ・自然豊かな環境の中、地域の方との繋がりも深い。稲刈り・地域のお祭り・畑での栽培を通して人との関わりをたくさん経験し、子ども達の心身の成長が図られている。 ・市の子育てへの考え方を基本に捉え、長岡保育園の理念と基本方針が制定され、明文化されている。基本方針は利用者に周知されている。 ・1クラスの人数が少ないので個々に対するきめ細やかな支援と、子どもに関する情報の共有化が迅速に行われている。 ・利用者サービスに関することについては、評価・見直しが定期的かつ必要に応じてなされている。全職員の話合いの時間が十分確保され、職員間での周知徹底が図られている。
◇改善を求められる点 ・市の管理下において経営されているが、園から積極的に所轄課へ発信し、経営の改善に努めることも必要ではないかと思われる。 ・市が統一して作成するマニュアルを基に、園の実態に沿った独自のマニュアルを策定されると、より有効と思われる。 ・縦割り保育が実施されている。思いやりや学ぶ力の育ち等に関する年間計画に取り組みされると、より一層保育内容の充実が期待できると思われる。 ・保育内容に併せて、保育環境についても職員間での学びの場を持たれることが望まれる。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価受審に向けて、全職員で保育内容や方法、施設運営について職員の意思統一と共通理解を得ることができました。 自己評価票の着眼点や評価項目の検討を行うことで、職員一人ひとりが自分の保育を見つめ直し、保育士の質の向上にもつながりました。また、これで良いという思い込みで行っていることもあり、気づかなかった問題点や改善点を見直す良い機会になりました。 この度の受審で課題がより明確になりましたので、評価結果を真摯に受け止め、改善に取り組むよう努力していきたいと思っております。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

# 評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

・市の子育てへの考え方を基本に、各園で理念、基本方針が策定され、明文化されている。それらの理念、基本方針は利用者にも周知されている。

### I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ Ⓑ ・ c

#### 評価機関のコメント

・中・長期計画のビジョンと計画は市と調整しつつ、園としての独自の計画を立案していく事が望まれる。内容は毎年具体的な目標を盛り込み、それを活動計画に落とし込む作業が求められる。  
・事業計画の周知については、事業計画策定に全職員が参画している点からも十分になされている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ Ⓑ ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	a ・ Ⓑ ・ c

評価機関のコメント

・職員とともに歩んで行こうという思いが十分に伝わってきた。具体的な取り組みを明確に示し、一層適切な指導に今後の期待がもてる。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	a ・ ① ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	a ・ ① ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ ②

#### 評価機関のコメント

・市の管理下において経営されているが、園から積極的に所轄課へ発信し、経営の改善に努めることも必要ではないかと思われる。  
 ・中・長期計画の中に経営面での具体的な取り組みを盛り込むことが望ましい。

### Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	① ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ ① ・ c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	① ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	a ・ ① ・ c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	① ・ b ・ c
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	a ・ ① ・ c
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ① ・ c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	① ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

・人事考課は市の基準に基づいている。日常的に職員の状況把握に努めている。職員面談や、客観的な評価などに取り組まれることが望まれる。  
 ・研修体系、研修会議、研修記録が策定されている。内部研修の取り組みに前向きな姿勢が伺える。研修の反省評価を踏まえた現状の課題整理に努めることが望ましい。  
 ・研修報告を提出し、職員の共通理解を図っている。一人ひとりの保育に対しての問題意識の目を養うことで、一層評価、分析が活かされると思われる。

## II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	a ・ ① ・ c
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	a ・ ① ・ c
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	② ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	a ・ ① ・ c

### 評価機関のコメント

・市が策定した、衛生、感染症、ケガ、不審者、交通安全等々のマニュアルがあり職員に周知されている。また、園独自のチェックリストを活用している。今後、市が策定したマニュアルを基にして、長岡保育園の実情を反映させた独自のマニュアル策定に、職員全員で取り組まれることが望まれる。

## II-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	② ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	a ・ ① ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ ① ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 32	② ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	② ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	② ・ b ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	a ・ ① ・ c

### 評価機関のコメント

・地域との結びつきが強く一年を通して交流がもたれている。保育園の行事や、世代間交流など計画的な取り組みがなされている。  
 ・園の行事や、園庭開放、図書の貸し出しに取り組んでいるが、さらにHPなどを活用し、地域へのアピール、情報提供などへの取り組みを工夫されることが望ましい。  
 ・園庭開放、子育て相談を行なっているが、園の取り組みについて地域に広めていく手段を検討することが望まれる。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38	a ・ ㉠ ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	a ・ ㉠ ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	㉠ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

・プライバシー保護に関する規定は市の統一的なものを定め、園としてのマニュアルも整備されている。日頃の保育の中でも一人ひとりの気持ちを大切にされた配慮がなされている。  
 ・利用者にはサービス向上に向け、行事のアンケート、懇談会、送迎時において意見が出しやすい環境が整えられているが、意見箱の設置をされることが望ましい。  
 ・苦情解決に関する仕組みは、目に付きやすい場所に掲示しされている。  
 ・苦情への対応は、速やかに口頭、園便り、掲示板等を通じて迅速になされている。

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	Ⓐ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

・子どもの像を大切に、現状に即しているかなど、個々の姿を把握しつつ、定期的に評価が行われている。  
 ・評価後の課題が具体的に示されている。より明確にするため具体的な箇所を色分けする等記載方法が工夫されている。  
 ・保育サービスの提供について、保護者の懇談会に保育課程を提示しているが、全ての保護者に理解出来るよう配慮されるとさらに優れる。  
 ・標準的な実施方法としの手順が整理されている。  
 ・日頃の記録管理は十分出来ている。また、その他の諸帳簿は、市の管理規定により保存期間及び破棄につき明確に示されている。  
 ・朝・夕会を行い速やかに子どもや保護者に関する情報の共有化に努めている。

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	Ⓐ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

・利用者がサービスを選択出来るように、パンフレット、ホームページ、保育園見学などを通して情報が提供されている。  
 ・資料・実物の見本に基づき説明が行われ、利用者が理解し納得できる体制が整えられている。  
 ・要支援の子に対しては、書面や話し合いを通じて情報提供されている。また、小学校への入学時は保育要録をもって、個々の育ちが伝えられている。  
 ・他の保育園、幼稚園等への移行においては、継続に関する様式を定めている。

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

			第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	Ⓐ ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

- ・定められたアセスメントに従い、職員間で共通認識を持って実施している。
- ・保育課程は、子どもの姿を大切に、保育目標を達成しようとする一貫したものが作成されている。
- ・保育課程の見直しは、職員全員で年度の終わりに定期的に行われている。

### Ⅲ-5 保育所保育の基本

			第三者評価結果
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	a ・ Ⓑ ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	a ・ Ⓑ ・ c



Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上		
Ⅲ-5-(3)-① 保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	㉖ ・ b ・ c

評価機関のコメント

・家庭及び地域の実態を踏まえ、保育目標を分析し保育課程が作成されている。保育課程から週案まで一連の書類が系統的に整理されている。  
 ・職員の資質向上に向けて、自己評価・保育の改善に向けての取り組みが積極的に行われている。  
 ・基本的な生活習慣の中で、自分でやろうとする気持ちを大切に育てている。玩具や絵本を通して、言葉のやり取りが活発に行われる環境が提供されることが望ましい。  
 ・食事や午睡をする安らぎの場として、保育空間の工夫が望まれる。  
 ・地域の行事に参加したり、田んぼ・畑づくりを通して、地域の人たちとのつながりを深めながら、多くの体験を積み重ねられている。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

		第三者評価結果
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育		
Ⅲ-6-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	a ・ ㉖ ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康		
Ⅲ-6-(2)-① 食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-② 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-④ 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	㉖ ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	㉖ ・ b ・ c

評価機関のコメント

・身体的な成長の差異や家庭環境から生じる違い等十分理解され、こども同士の関わりを大切に、共に成長できる体制が整っている。  
 ・朝の延長保育、夏季の間の異年齢保育を通じた関わりの中で、安心できる配慮がされている。  
 ・米や野菜を育て、クッキングを通して給食への関心が高められている。配膳、片づけ等も年齢に応じて行われている。  
 ・献立や給食日より、サンプルの提示も含め給食に対する関心が高められている。  
 ・一人ひとりの健康情報は、職員間で共有されている。健康管理のマニュアルや保健計画が整えられている。  
 ・歯科検診等の検診結果は、速やかに文書にて保護者に周知され、必要な治療を促している。  
 ・アレルギー疾患などについては、専門医による検査結果をもとに、保護者との懇談の上除去食等の配慮がされている。

### Ⅲ-7 保護者に対する支援

		第三者評価結果	
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	① ・ b ・ c

#### 評価機関のコメント

・全年齢とも連絡帳への記載を通して保護者との情報交換が密にされている。また保育参観、行事、懇談会を通して子どもの成長の喜びを共有している。  
 ・年1回の個別懇談会、掲示板、送迎時を利用し、保育についての理解が図られている。  
 ・朝の視診や、着替えなどを通して早期の発見や、関係機関との連携で速やかに対応している。